

山形県公報 第3031号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育長から平成31年2月12日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成31年 3月26日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
山形県監査委員 鈴 木 孝  
山形県監査委員 武 田 一 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
最上教育事務所	支出事務が適切でないものがある。	物品発注台帳、予算差引簿及び出納簿の作成により、発注から納品、請求行為までの進行管理を把握する体制をとった。 また、請求漏れ等を防止するため、月2回の頻度で、台帳等を総務課長がチェックした上で、所長等管理職に報告する体制を確立した。